

= 特報 =

歴史的暴挙!! 開発側、羽澤ガーデンの破壊を表明 クーデターを押さえ込みましょう!

裁判所の現場検証から鑑定書提出までの経緯

昨年11月22日、文化・景観を争点とする裁判では初となる東京地方裁判所の現場検証が行われました。羽澤ガーデン(満鉄総裁、東京市長を歴任した中村是公邸)の建物と庭は健在で、裁判官をして「思わぬ紅葉狩りになりました」と感想を述べる等、その文化的価値とみどりは訪れる者を圧倒するものでした。



際立つ文化と景観、羽澤ガーデン

この検証結果を基に、原告・弁護団は、「羽澤ガーデン現場検証鑑定専門委員会」に対し鑑定を要請し、羽澤ガーデンは重要文化財・特別名勝に該当し、東京都自然保護条例が保存を求めるみどりの景観であることが確認されました。これらの鑑定結果は、今年2月5日開催のフォーラムにおいて公表され、3月11日、鑑定書として裁判所に提出されました。奇しくも東日本大震災発生の日と重なりましたが、当初予定されていた期日(3月15日)に間に合わせるため地震直後も作業を続けられたのです。

なお、裏面に鑑定委員会名簿を記載します。

事業者側、「破壊」の暴挙に出る ~裁判中なのに「なぜ?」の声~

このように羽澤ガーデンの価値がいよいよ明らかになり、保存の実現が見えてきました。しかし開発事業者側は、震災後の政治空白や夏季休暇期に乗じて、**8月5日付で渋谷区に対し、10月3日から羽澤ガーデンを全部破壊するという「解体工事計画書」を提出しました。**裁判の結果を恐れた彼らは、自分たちの利権を守るため、数百年の時間をかけて創られた江戸から続く都市の記憶を永遠に消し去ろうとしています。**もちろん、このようなことが許されるはずもなく、文化と環境に対する犯罪的行為と言えるでしょう。**

この暴挙は、事業者側の焦りの裏返しでもあります。私たちの運動と住民の裁判が世論を押し上げた結果追いつめられた彼らは、証拠隠滅まで図ろうとしているのです。関東大震災後の復興を導いた中村是公は、東日本大震災で苦しむ今の日本で見つめ直すべき最大の人物です。その屋敷を潰して破壊することに特によく示されています。

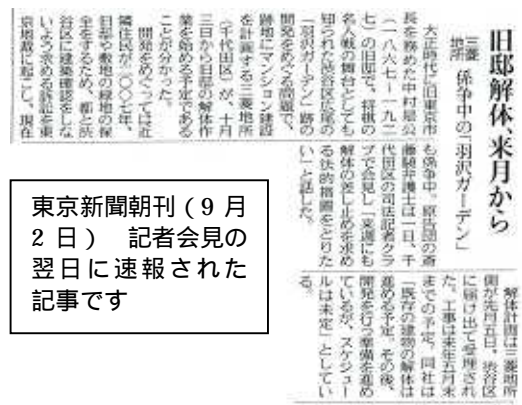
私たちは、直ちに解体阻止に向けた行動を開始し、9月1日には東京地方裁判所司法記者クラブにおいて、国民の皆様に対し、この重大な事実をお知らせするとともに、世論の力でこの暴挙を止めさせることを呼び掛けました(9月1日アピール)。

当会には「**裁判中なのに、どうしてそんなことができるのだろうか?**」という疑問がいくつも寄せられています。これこそ通常の市民の感覚というものでしょう。行政には、この声が世論であると認識し、この暴挙をやめさせる責任があります。

全力で解体を阻止しましょう ～未来へ残そう、羽澤ガーデン～

事業者側は「会社の遊休資産」の活用は当然と主張しています。このような企業の利益至上主義は最もただされなければなりません。けれども、私有財産では仕方がない、と思う人がいるかもしれません。しかし、**日本国憲法第 29 条 2 項は「財産権の内容は、“公共の福祉”に適合するように、法律でこれを定める。」**としています。財産権は、公共の制約を受けるもので、勝手に処分することは許されません。特に文化財やみどりの景観の所有権には、これを保全して私たちの子孫に伝えていくべき義務が存在していることが法律に明記されています。

かつてゴッホの名画「医師ガシェの肖像」を購入した後「自分が死んだら一緒に茶毘に付してくれ」と放言した某会社の会長は、世界中から野蛮な行為と非難されました。開発事業者側もこんな汚名を進んでかぶりたいたいのでしょうか。



東京新聞朝刊（9月2日）記者会見の翌日に速報された記事です

マスコミ取材も活発に

マスコミもこの動きを注視し、東京新聞の記事を皮切りに、新聞・テレビ等マスコミ各社の報道が加速し始めました。この流れは今後も続いていくはずで

事業者側は、来る9月16日（金）午後7時、17日（土）午前10時より、解体「説明会」を開催するとしています。これは解体工事をマンション開発から故意に切り離し、自分たちを免責するためのアリバイ工作に過ぎません。

しかしこのまま放置すれば、彼らは暴挙に及ぶでしょう。今こそ世論と法にものをいわせなければなりません。結集した世論に大企業や行政が負けた例は、振り返ればそれこそ無数にあります。事業者側の企図をここで砕けば、私たちの勝利は決定的なものになります。

声をあげましょう。立ち上がりましょう。



産経新聞朝刊（9月7日）羽澤ガーデンの緑の写真付きで掲載

【羽澤ガーデン現場検証鑑定専門委員会 名簿】

(1) 建築

- 前野まさる（鑑定委員会委員長 前日本イコモス委員長、東京芸大名誉教授）
- 西 和夫（神奈川大学名誉教授、元文化審議会委員、前東京都文化審議会副会長）
- 福川裕一（千葉大学大学院工学研究科教授・都市工学）
- 西村幸夫（東大大学院工学系研究科教授、日本イコモス委員長）
- 後藤 治（工学院大学工学部教授）

(2) 庭園

- 高木浩志（造園・技術士）
- 高崎康隆（高崎設計室(有)代表取締役、京都造形芸術大教授）

(3) みどり

- 赤坂 信（千葉大学園芸学部教授）

(4) 文化財

- 十菱駿武（山梨学院大学教授・考古学、文化財保存全国協議会代表委員）

(5) 法律

- 椎名慎太郎（山梨学院大学法科大学院教授・文化法）

（敬称略）